

社会保険法判例

島村 暁代

自動車損害賠償保障法上の政府保障事業による損害のてん補と
労災保険の年金給付との調整

最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決（平成20（受）1192号，損害
填補金請求事件）判例時報2066号49頁，判例タイムズ1315号90頁

I 事案の概要

1 X（原告，被控訴人，被上告人）は，平成15年11月1日，普通乗用自動車を運転中の通勤途上，信号無視の自動車に衝突されたが，同自動車は，そのまま走り去り行方不明となった。上記の衝突事故により，Xは頸椎骨折等の傷害を負い，平成16年12月1日，重度の後遺障害（以下「本件後遺障害」という。）を残して症状が固定した（当時66歳）。本件後遺障害は，自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）施行令別表第1第1級1号に該当する。

2 Xは，症状の固定により，労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）に基づく障害年金の受給権を取得し，平成17年1月17日，その支給決定（年額130万2080円）を受けた。Xが平均余命期間に上記支給決定に係る額の年金を受給すると仮定した場合の支給総額の現在額は，1622万6520円である。

3 Xは，加害者が行方不明であるため，平成17年2月25日，Y（国：被告，控訴人，上告人）に対し，自賠法72条1項前段に基づく損害のてん補を請求した（政府保障事業に対する請求）。Y

は，Xの本件後遺障害による損害額を3935万円と算定し，同金額から上記1622万6520円を控除した残額2312万3480円を支払うこととし，同年7月19日，Xに対しこれを支払った。

Xは，てん補額に不服があるとして，Yを相手取り，てん補限度額と既てん補額との差額等の支払いを請求する訴訟を提起した。主たる争点は，政府保障事業において，将来受給する年金分を控除すべきかである。1審（東京地裁平成19年7月26日判決・判例タイムズ1251号103頁）は将来分のうち，支給を受けることが確定した年金額のみを控除して損害額を計算し，Xの請求を認容した。原審（東京高裁平成20年4月16日判決・判例タイムズ1269号241頁）も，1審を維持し，Yの控訴を棄却したので，Yが上告受理申立てをした。

なお，Xには，原審の口頭弁論終結時までに2度，傷病再発のため，障害年金の受給権が消滅し，傷病年金の支給決定（その年額は当時の障害年金と同額）を受けて同年金を受給し，その後，傷病が治った後に上記1と同一の後遺障害が残ったため，その都度，障害年金の受給権を取得し支給決定を受けていたという事情がある。

II 判旨

一部破棄自判、一部上告棄却

1 「自賠法73条1項は、被害者が健康保険法、労災保険法その他政令で定める法令に基づいて自賠法72条1項による損害のてん補に相当する給付（以下「他法令給付」という。）を受けるべき場合には、政府は、その給付に相当する金額の限度において、同項による損害のてん補をしない旨を規定している。上記文言から明らかなとおり、これは、政府が自動車損害賠償保障事業（以下「保障事業」という。）として自賠法72条1項に基づき行う損害のてん補が、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済の制度によっても救済することができない交通事故の被害者に対し、社会保障政策上の見地から救済を与えることを目的として行うものであるため〔評者注・①〕、被害者が他法令給付を受けられる場合にはその限度において保障事業による損害のてん補を行わないこととし、保障事業による損害のてん補を、他法令給付による損害のてん補に対して補完的、補充的なものと位置付けたものである〔評者注・②〕。そして、自賠法73条1項の定める他法令給付には、保障事業の創設当時から、将来にわたる支給が予定される年金給付が含まれていたにもかかわらず、自賠法その他関係法令には、年金の将来の給付分を控除することなく保障事業による損害のてん補が先に行われた場合における他法令給付の免責等、年金の将来の給付分が二重に支給されることを防止するための調整規定が設けられていない〔評者注・③〕。

保障事業による損害のてん補の目的〔評者注・①〕とその位置付け〔評者注・②〕に加え、他法令給付に当たる年金の将来の給付分に係る上記の調整規定が設けられていないこと〔評者注・③〕を考慮すれば、自賠法73条1項は、被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合

給を受けることになる将来の給付分も含めて、その給付に相当する金額の限度で保障事業による損害のてん補をしない旨を定めたものと解するのが相当である。

したがって、被害者が他法令給付に当たる年金の受給権を有する場合において、政府が自賠法72条1項によりてん補すべき損害額は、支給を受けることが確定した年金の額を控除するのではなく、当該受給権に基づき被害者が支給を受けることになる将来の給付分も含めた年金の額を控除して、これを算定すべきである。」

2 (1)「このように解しても、他法令給付に当たる年金の支給は、受給権者に支給すべき事由がある限りほぼ確実に行われるものであって（労災保険法9条等）、その支給が行われなくなるのは、上記事由が消滅し、補償の必要がなくなる場合や、本件のように傷病が再発し、傷病の治療期間中、障害年金額と同額の傷病年金が支給されることになる場合などに限られるのであるから、被害者に不当な不利益を与えるものとはいえない〔評者注・④〕。」

(2)「なお、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権の額を確定するに当たっては、被害者が不法行為と同一の原因によって債権を取得した場合、当該債権が現実に履行されたとき又はこれと同視し得る程度にその存続及び履行が確実であるときに限り、被害者の被った損害が現実に補てんされたものとしてこれとの損益相殺が認められるが（最高裁昭和63年（オ）第1749号平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号207頁参照）、自賠法73条1項は、被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を前提として、保障事業による損害のてん補と他法令給付による損害のてん補との調整を定めるものであるから、損益相殺の問題ではなく、上記と同列に論ずることはできない〔評者注・⑤〕。」

「以上と異なる原審の判断には、自賠法73条1項の解釈適用を誤った違法があり、この違法が判決に影響を及ぼすことは明かである。論旨は理由がある」。本件後遺障害に関しててん補すべき損害額を算出するに当たっては、自賠法73

条1項に基づき、将来の給付分を含めた障害年金の額たる1622万6520円を控除すべきである。

Ⅲ 評釈

1 本判決の意義

本件は、自動車同士の衝突事故により後遺障害を負ったXが、加害車両の所有者が不明であるため、Yに対し、自動車損害賠償保障法72条1項前段に基づいて、上記後遺障害による損害のてん補を求めた事案である（政府保障事業に対する請求）。本件事故が通勤災害であったことからXには労災保険法上の障害年金も支給される。ところ、自賠法上の政府保障事業のてん補については、同法73条1項が労災等の給付が優先する旨規定しているのみで、将来の年金分の取扱いを明示的には定めていないため、将来分をも含めた年金相当額の控除が認められるかが争点となった。

自賠法上の政府保障事業に関する裁判例はあまり多くないところ、政府保障事業と社会保障年金給付との調整については、控除説に立つ東京地裁昭和50年3月25日判決・判例タイムズ327号290頁（以下「昭和50年東京地判」という。）と非控除説に立つ本件第1審および原審がある。このように、少ないながらも裁判例の結論が分かれていた状況下で、法廷意見がいわゆる控除説を採用したところに本判決の意義がある¹⁾。実務を追認する結果であり、影響力は大きいと思われる。なお、紙幅の関係上、割愛したが、本判決には非控除説を採る宮川裁判官の反対意見がある。

本判決は、①政府保障事業の目的、②政府保障事業の補完的、補充的な位置付け、③自賠法の条文構造（調整規定の欠如）の3点を理由として自賠法73条1項を解釈し、同条は、将来の給付分を含めて保障事業による損害のてん補をしない旨定めたものとした（判旨1）。その上で、付加的に、④被害者への不利益について触れ（判旨2(1)）、最後に、なお書きで、⑤自賠法73条1項の性質を他の最高裁判例と比較し説明すると

の枠組みを採っている（判旨2(2)）。

そこで、上記5つの視点を軸に、本件第1審・原審、昭和50年東京地判のそれぞれの理由付けを適宜参照しながら、本判決の分析を行いたい。

2 政府保障事業の目的（上記①）

本判決は、政府保障事業の目的を「自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済の制度によっても救済することができない交通事故の被害者に対し、社会保障政策上の見地から救済を与えること」と解し、このことを控除説に到達する理由のひとつとする（判旨1：①）。しかし、非控除説を採った第1審・原審も、同事業の目的については同様の理解をしている。

ただ、第1審・原審と本判決の判示とでは、異なるところがある。それは、前二者が、保障事業について「加害者が行う損害賠償に代わるもの」と評価するのに対し、後者はそれに明示的に触れていない点である。しかし、政府による保障事業の法的性質が問題となった最高裁昭和54年12月4日第三小法廷判決・民集33巻7号723頁（以下「昭和54年最判」という。）は、「政府をして自動車損害賠償保障事業を行わせることにしたのは、……（中略）……社会保障政策上の見地から特に、とりあえず政府において被害者に対し損害賠償義務者に代わり損害の填補することによって、上記のような〔評者注・自賠責保険による救済が得られないような〕特殊の場合の被害者を救済することにするため」と判示する。これに鑑みると、本判決も、保障事業は「加害者が行う損害賠償に代わるもの」であることを暗黙の前提としていていると思われる。そうだとすれば、保障事業の目的の捉え方は、本判決と第1審・原審とで、実質的な差がないといえよう。したがって、保障事業の目的からは、将来の年金給付控除の可否を直ちには導き出せない。

3 自賠法の条文構造（上記③）

（1）調整規定の不存在

判旨は、さらに控除説採用の理由として、将来の年金給付との調整規定の欠如という自賠法

の条文構造を挙げる（判旨1：③，なお②に関しては評釈の都合上，後述）。民事の損害賠償が先行した場合における将来の年金給付との調整を定める規定としては，労災保険法64条2項があり，おそらく判旨はこの規定との対比を想定していると思われる²⁾。確かに，労災保険法64条のような調整規定は，自賠法その他関係法令に存在しない。ただ，判旨が「保障事業の創設当時から，将来にわたる支給が予定される年金給付が含まれていたにもかかわらず」と述べる点には，若干の疑問がある。

政府保障事業の創設は，自賠法成立時の昭和30年であるところ³⁾，労災保険への年金給付の導入は，昭和35年改正時であり，本格的な年金給付化は昭和40年である⁴⁾。また，労災保険法以外で73条が列举する健康保険法には年金給付はない。とすると，自賠法制定当時の立法者は，73条に例示列举した範囲では年金給付分の問題を，必ずしも想定してはいなかったといえそうである⁵⁾。

もっとも，自賠法73条は，上記2法以外でも調整対象となるものの指定を政令に委任しており，昭和30年の自賠法制定時の施行令は，国民健康保険法，国家公務員共済組合法，国家公務員災害補償法，消防法等を列举していた。これら法令のうち，国家公務員共済組合法，私立学校教職員共済組合法，市町村職員共済組合法，船員保険法の4法律は，昭和30年当時に既に退職年金（ないし養老年金），廃疾年金（後の障害年金），遺族年金という長期給付（年金）を規定していた。このような事情を捉えれば，判旨が「保障事業の創設当時から，将来にわたる支給が予定される年金給付が含まれていた」というのもあながち不思議ではない⁶⁾。

しかし，これらの法律が長期給付（年金）を含んでいたのは，共済組合制度や船員保険制度が長期給付（年金）と短期給付（医療）とを提供する総合的な保険制度であるためと考えられる。したがって，当時の立法者は，短期給付（医療）のみを念頭に置いていたが，総合的な保険制度であるがために，期せずして長期給付

（年金）を含むことになったとの見方もありうる。実際，制定当時の自賠法及び施行令に列举された法令は，原則として医療給付か，労働等における災害給付かを支給するものと位置付けることができる⁷⁾。しかも，主要な年金制度の根拠法令である厚生年金保険法や国民年金法が，自賠法制定当時に既に存在していたにもかかわらず，列举されていない。

このように考えると，自賠法に労災保険法64条1項のような将来の年金給付との調整規定が存在しないことは，控除説を採る上で必ずしも強い決め手にはならないということもできそうである。

（2）文理解釈

他方，昭和50年東京地判のように，自賠法73条1項の文理に注目して，控除説を導く見解もある。自賠法73条2項は損害の賠償を「受けたとき」と定めるのに対し，同条1項は損害のてん補を「受けるべき」場合と規定することに着目して，控除説を採るのである⁸⁾。しかし，先述のとおり，自賠法創設時には年金給付は必ずしも想定されていなかった可能性があるため，このような解釈も決め手とはなり難いと思われる。

もっとも，年金給付が本格的に導入された後も，「受けるべき」という文理をそのまま維持した立法判断を捉えて，控除説の根拠とすることはできるかもしれない。

4 政府保障事業の位置付け（上記②）

上述の通り，結論に至る3つの理由のうち，①③は十分に説得的とはいいい難いところがある。そこで，判旨が挙げる政府保障事業の位置付けという理由付け（判旨1：②）を検討する。

政府の保障事業の法的性質については，自賠責保険（共済）との関係で，学説上，同質説，異質説等⁹⁾の争いがある。同質説とは，政府保障事業は，危険責任思想に基づき一種の産業責任を担保するための集团的保障の制度であるとして，自賠責保険（共済）と同一の性格を有し，自賠責保険の延長線上にあると考える見解である¹⁰⁾。この説の根拠は，保障事業の財源である。

保障事業の財源の多くは、保険会社および組合が納付する賦課金であり（自賠法78条）、この賦課金は自動車保有者が支払う自賠責保険料ないし共済掛金の中に含まれている。そこで、財源の実質的な負担者は国ではなく、自動車保有者であると理解する。本判決の宮川反対意見は、自賠責保険（共済）との保護の同一性を論じており、この説を前提にするとと思われる。

しかし、実務は異質説を採る。異質説とは、政府保障事業は、損害賠償義務のない政府が本来の賠償責任者に代わって立替払をする形式によって被害者を救済しようと定めた社会保障的性格の強いものなので、自賠責保険（共済）とは性格を異にするという見解である¹¹⁾。この見解は、被害者の政府に対するてん補請求権と政府が取得する代位求償権（自賠法76条）との間に、強い牽連性を認める¹²⁾。政府の保障事業に関する前掲・昭和54年最判も異質説を前提とする。

本判決は、政府保障事業による損害のてん補よりも、他法令給付（将来分をも含む）を優先させ、保障事業を補完的・補充的なものとして位置付けている。それに照らすと、本判決は、自賠法73条1項の解釈にあたって、異質説を前提にしたといえよう。そして、政府保障事業を補完的・補充的なものとして位置付けた結果、本判決は他法令給付が行われるべき限度で、そもそも保障請求権が発生しないと考えたと思われる¹³⁾。その意味では、控除か非控除かという問題設定自体がミスリーディングなのかもしれない。控除・非控除というのは、請求権が発生したことを前提とするからである¹⁴⁾。

5 最高裁平成5年3月24日大法廷判決との関係

(1) 問題の所在

本判決はこれまで検討してきた3つ（上記①②③）を理由に自賠法73条1項の解釈と結論を導いた後、このような解釈は被害者に不当な不利益を与えるものとはいえないという実質的な裏付けをする（判旨2(1)：④）。そして、両当事者が、

第1審以来、本件に最高裁平成5年3月24日大法廷判決・民集47巻4号207号（以下「平成5年最大判」という。）の射程が及ぶかを争っていたので、その点に言及する（判旨2(2)：⑤）。平成5年最大判は、共済組合制度の退職年金相当額の損害賠償から、遺族年金の将来分の控除が認められるかが問題となった事案であり、その法廷意見は、支給を受けることが確定した年金額を除いて、その控除を認めなかった。本件第1審および原審は、明示的には平成5年最大判に触れないものの、結論では同判決に沿った判断をしていた。学説の中にも、年金給付の不確実性を理由に、その射程は政府保障事業にも及ぶと解するものも存在していた¹⁵⁾。このような展開の中、本判決は、平成5年最大判は本件の先例ではなく、射程外であることを明らかにした。本判決の思考を把握するためには、平成5年最大判との関係を整理することが重要である。そこで、以下では、④⑤の判示部分を分析する。

(2) 被害者への不当な不利益（上記④）

平成5年最大判は、退職年金と遺族年金が目的および機能において同質性を有することを前提に、遺族年金の履行の不確実性は問題とすべき余地がないが、存続については婚姻や死亡などによる遺族年金の受給権の喪失が予定されているのであるから、確実であるということとはできないとする。年金支給に関して、平成5年最大判は「確実であるということとはできない」とするのに対し、本判決の判旨2(1)は「ほぼ確実」としており、対照的である。

まず、判旨2(1)が述べる「ほぼ確実」とは、履行の確実性ではなく、存続の確実性を指していると思われる。平成5年最大判は、履行の確実性を根拠づける理由に共済組合が債務者であることを挙げており、履行の確実性を、債務者が誰かに関わる問題として捉えているところ、本判決は、政府が労災保険の保険者である旨定めた労災保険法2条を引用していないからである。

判旨は、こうした意味での存続の確実性につき、支給が行なわれなくなる例として、補償が必要なくなる場合と、再発のため同額の傷病年

金が代わりに支給される場合とを列举する。前者の場合は、補償の必要性の消滅以降は損害が生じておらず、後者の場合にはほぼ同額の傷病年金によって、損害がてん補されると言い得る。判旨は支給が行なわれなくなる例として、“政府保障事業による損害のてん補が不要な場面”を列举した訳である。

これに対して、平成5年最大判は、存続の確実性に関して、受給権の喪失事由である婚姻や死亡の場合を列举する。婚姻は遺族年金固有の受給権消滅事由である（厚生年金保険法63条1項2号、国民年金法40条1項2号等参照）ため、障害年金が問題である本件事案とは無関係である。しかし、死亡は障害年金の受給権消滅事由でもある（厚生年金保険法53条1号、国民年金法35条1号等参照）。それにもかかわらず、本判決は明示的には採り上げない。本判決は、平成5年最大判との関係を問題視はするものの（判旨2(2)参照）、同判決が債権の存続の確実性を判断する要素として列举した「死亡」について、明示的な検討をせずに、債権の存続の確実性を認めたのである¹⁶⁾。

(3) 自賠法73条1項の法的性質

平成5年最大判の射程を限定するにあたり、本判旨2(2)は、自賠法73条1項の法的性質を述べる。判旨は、平成5年最大判は損害賠償請求における損益相殺の問題であるのに対し、自賠法73条は損害賠償請求権を前提とした調整規定なので損益相殺の問題ではないとする。

① 平成5年最大判の理解

平成5年最大判は正確には「損益相殺」という言葉ではなく、「損益相殺的調整」という言葉を使用していた。したがって、本判旨が平成5年最大判を「損益相殺」と理解することに評者は若干の疑問がある¹⁷⁾。

平成5年最大判の調査官解説は「多数意見が『損益相殺的な調整』というのは、被害の主体と受益の主体とが異なることを考慮に入れたため、『損益相殺』と同旨をいうものと解される」と説明していた¹⁸⁾。本判決は、この調査官解説の考えに従い、本件で問題となる障害年金は、

被害の主体と受益の主体とが同一なので、「損益相殺的調整」ではなく「損益相殺」として問題設定したのかもしれない。

ただ、この調査官解説には、そもそも疑問がある。確かに、平成5年最大判では、退職年金と遺族年金の調整が問題であったため、被害の主体と受益の主体が異なるので、調査官解説の説明は一見、理に適う。しかし、平成5年最大判の一般論は、被害の主体と受益の主体とが同一な場合も「損益相殺的な調整」という用語を使用しており、被害と受益の主体の差では「損益相殺的調整」と「損益相殺」とを区別していないように思われる。上記調査官解説があるので、本判決はこのような平成5年最大判の用語の使い分けには十分な注意を払わなかったようである。

② 自賠法73条1項の法的性質

平成5年最大判を上述のように理解した上で、判旨は、自賠法73条1項は損益相殺を定めたものではないとする。損益相殺とは、不法行為の被害者が、損害を被ったのと同ーの原因によって利益を受けた場合に、公平の見地から、その利益の額を賠償額から控除する法理であり¹⁹⁾、明文の根拠なく認められている。平成5年最大判も退職年金の喪失という損害（逸失利益）と遺族年金という利益とに同質性を認めたからこそ、損益相殺的調整を行っていた。

これに対して、本件が問題とするのは政府保障事業請求権である。これは、ひき逃げや無保険車事故であるため、自賠法3条に基づく損害賠償請求ができない場合に、被害者が政府に対して有する請求権であり（自賠法72条1項）、判旨が述べるとおり、被害者の加害者に対する損害賠償請求権を前提とはするが、損害賠償請求権それ自体ではない。損害と利益の同質性を問題とできないため、判旨は、損益相殺の法理は働かないと考えたと理解するのが適切であろう。

6 最後に

(1) 議論の整理

評者の理解によれば、本判決の核心は②・④・⑤にある。平成5年最大判と本判決とは、いずれ

も交通事故にあった被害者（側）からの金員の請求に対して、将来の年金分を控除できるか否かという問題を扱っているため、似たような問題状況ではある。しかし、2つの事案では、被害者（側）が依拠する請求権の法的根拠が異なる。その点こそ、本判決の鍵であると思われる。被害者（側）が援用する請求権は、平成5年最大判では不法行為に基づく損害賠償請求権であり、本判決では自賠法に基づく政府保障事業請求権である。損害賠償請求権の場合は、損害と利益の同質性が認められれば損益相殺ないし損益相殺的調整の法理が働き得るが、政府保障事業請求権の場合は損害賠償請求権ではないので損害との同質性は問題とならず、同法理は働かない。判旨は、自賠法73条1項の解釈について異質説に立つことを前提とした上で、同条項は、同法理とは異なる次元で政府保障請求権と他法令給付との調整を図った規律であると解したのである。

政府保障事業と自賠責保険（共済）との間に較差が存することについては以前から指摘されていた²⁰⁾。そのため、最近では加害者を選べない被害者を保護しようと、政府保障事業が自賠責保険（共済）に歩み寄りを見せていたところであった²¹⁾。しかし、本判決は、両者の間には依然自賠法73条1項という法律上の較差が存すること²²⁾を明確にした。

従来から政府保障事業については、最終的に最小限度の救済を与えるとの視点から解決が図られていたが、本判決も政府保障事業は他法令による給付ではてん補されない損害をてん補すると判断したのであり、これまでの考え方に従った判断と分析できよう。そして、本判決にはいくつかの疑問点があるものの、政府保障事業請求権の位置付けや法的性質を基軸とする判断はおおむね筋が通っており、支持できる。

（2）本判決の射程

本件は、障害年金を対象とした事案であるが、本判決は年金の性格を問題とはせず²³⁾年金一般について論じている上、政府保障事業請求権の法的性質等に依拠して自賠法73条1項を解釈し

ている。したがって、本判決の射程は労災保険法上の障害年金に限られず、船員保険法や国家公務員災害補償法等に基づくものにも、そして遺族年金にも及ぶと考えられる²⁴⁾。

注

- 1) 昭和50年東京地判に賛同し、控除説を採る学説として、下森定「自賠法72条による保障金の支払と労災保険金の控除との関係」判例時報816号148頁（1976年）、西島梅治「政府保障金（自賠法72条）と労災保険金との調整」ジュリスト664号160頁（1978年）がある。
- 2) この調整規定は、労災保険による年金給付の将来支給分の損害賠償額からの控除を否定した最高裁昭和52年10月25日判決・民集31巻6号836頁を契機に導入された。同項が挿入される以前は、事業主による損害賠償の支払いが先行すると、いつまで年金を支給停止できるかが、条文上明確ではなかった。そのため、労災保険の実務では、3年を経過すると年金の支給が再開され、その結果、被害者は損害の二重てん補を受け、他方、事業主は損害賠償と労災保険料との二重負担となる事態が発生した。本条文はこのような被害者の損害の二重てん補と事業主の労災保険における保険利益が失われる不合理な事態とを解消するために、昭和55年の法改正時に導入された。
- 3) 運輸省自動車交通局保障課監修『新訂 自動車損害賠償保障法の解説』（ぎょうせい、1998年）6頁。
- 4) 厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『七訂新版 労働者災害補償保険法』（労務行政、2008年）38頁以下。
- 5) 本評釈は自賠法73条の解釈にあたって、同法立法時と年金制度の導入時を照らし合わせて分析したが、同様の問題意識に基づき、労災保険法20条1項（現行法12条の4）の解釈をする解説として、岩出誠「判批」ジュリスト584号154頁（1975年）、柿島美子「判批」法学協会雑誌96巻1号96頁（1979年）がある。岩出・柿島は、労災保険法20条1項（現行法12条の4）が、政府が損害賠償請求権を代位取得するのは「保険給付をしたとき」と規律するため、代位取得するのは既払分の年金額に限られるとの解釈も成り立つが、労災保険法制定当時年金制度は導入されていなかったため、将来の年金の問題は必ずしも想定されていなかったと指摘する。
- 6) 本判決について乙部は、本文でも触れた国家公務員共済組合法における退職年金等の存在を理由に、自賠法制定当初から年金も想定されて

- いたと解している（乙部竜夫「自賠法の政府保障事業を巡る最高裁判決」法律のひろば63巻4号55頁（2010年））。また、乙部は、当時の国家公務員災害補償法20条等における補償の分割と、年金とを同視しているようであるが、評者は、その点につき議論の余地があると考え。
- 7) 昭和30年当時の例外としては、損失補償を目的とする消防法が考えられる。
- 8) 学説上、この点を控除説の理由とするものとして前掲注1)・下森（1976）151頁、前掲注1)・西島（1978）161頁、前掲注6)・乙部（2010）56頁ほかがある。
- 9) 最近では、異質説・同質説とも異なる見解がある。責任保険性が希薄化された自賠責保険が民事責任を超えるある種の保障給付を保有者集団から保険料として拠出したファンドにより行っているのと同様に、政府保障事業も求償権については民事責任額に限定されるとしても、その額を超える給付額については保有者集団が賦課金として拠出したファンドが民事責任から離脱した保障給付として行っており、このような運営実態については社会的承認あるいは規範的合意が成立していると見られるのではないかとの見解である（伊藤文夫「損害賠償と自動車保険の交錯—自動車保険の変遷を素材にして—」法律のひろば58巻7号12頁（2005年）ほか）。
- 10) 原口宏房「政府保障事業における問題点とその改善策」ジュリスト総合特集No.8交通事故78頁（1977年）。
- 11) 浅岡千香子「政府の自動車損害賠償保障事業（自賠法71条以下）に関する若干の問題」判例タイムズ1213号15頁（2006年）。
- 12) 肥塚肇雄「政府保障事業をめぐる現代的課題」法律時報78巻11号79頁（2006年）。
- 13) 前掲注1)・下森（1976）151頁、前掲注1)・西島（1978）162頁。
- 14) それゆえ、前述の本判決の意義において、「いわゆる控除説」という用語を使用した。
- 15) 伊藤文夫「政府の自動車損害賠償保障事業」塩崎勤＝園部秀穂編『新・裁判実務大系(5)交通損害訴訟法』（青林書院、2003年）352頁、浅岡千香子「政府の自動車損害賠償保障事業と他法令給付との調整」日弁連交通事故相談センター編『交通賠償論の新次元』（判例タイムズ社、2007年）293頁ほか。
- 16) 一般に社会保障給付においては、「死亡」が受給権の消滅事由であるところ、死亡による受給権の消滅があり得ることを理由に債権の存続が不確実であるとする、社会保障給付はすべて存続が不確実であるとの帰結をもたらし得る。最高裁が、本判決を契機に、債権の存続の確実性を検討する上で「死亡」をメルクマールとして考慮しないという方向に舵を切ったといえるかは、今後の議論に委ねられたといえよう。
- 17) 平成5年最大判の評釈において、岩村は「『損益相殺』と『損益相殺的調整』との相違点ははっきりとは浮かび上がらない」として、「両者の差異については今後の判例の展開に待つ」と述べていた。岩村正彦「退職年金相当額の損害賠償からの遺族年金の控除」ジュリスト1027号69頁（1993年）。
- 18) 滝澤孝臣「判例解説」法曹時報48巻2号297頁（1996年）、同「時の判例」ジュリスト1056号127頁（1994年）。
- 19) 内田貴『民法Ⅱ（第2版）』（東京大学出版会、2007年）423頁。
- 20) 前掲注12)・肥塚（2006）78頁。
- 21) 『今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会』の報告書は、政府保障事業の運用のうち自賠責保険（共済）と異なるものについて可能な限り自賠責保険に近い損害てん補が行われるよう速やかに運用を変更すること、また政府保障事業の損害てん補基準についても広く国民に周知することを適当としていた。この報告書を受けて、政府保障事業の損害てん補基準の告示がされ（平成19年3月30日国土交通省告示第415号）、平成19年4月からは政府保障事業における重過失減額の制度が導入された。なお、宮川反対意見はこの点に言及する。
- 22) 自賠責保険（共済）を請求する場合には、将来年金のうち支給が確実である部分のみが控除されて被害者に支払われることになるが、他方、政府保障事業に対して請求する場合には、支給が確実である部分に限らず将来年金の金額が控除された上で被害者に支払われることとなる。
- 23) 年金の性質が遺族年金か、障害年金かによって、存続の不確実性ないし不安定性が異なるため、規律が異なり得る可能性を示唆するものとして前掲注15)・浅岡（2007）288頁がある。
- 24) 本判決と同結論を採る昭和50年東京地判は遺族年金の事案である。

参考文献

注で引用したもの。

（しまむら・あきよ 東京大学助教）